

くらしの法律救急箱



第38回 子どもを取り巻くインターネットトラブルへの対応

子どもがインターネット掲示板で誹謗中傷の書き込みを受けています。対処法はありますか。

A₁

まず、民事的な対応として、書き込みの削除（差止め）請求や損害賠償（慰謝料）請求が考えられます。匿名で書き込みが行われている場合も多いと思われますが、「プロバイダ責任制限法」という法律に基づき、書き込みが行われている掲示板等の管理者への削除要求や発信者情報の開示要求が可能です。もっとも、ネットカフェのパソコンなどから書き込みが行われている場合も多く、必ず加害者の特定ができるわけではないのが実情です。

また、知り合いからの誹謗中傷行為には、当事者間に何らかのきっかけがあるのが一般的で、警察の介入が期待できないことが多いのですが、内容によっては、脅迫や名誉毀損に該当し、刑事责任を問われるものもあります。特に、低学年の子どもに対する過激なものや内容が深刻なものは、警察による捜査に委ねることになります。

Q₂

ネットによるいじめにはどのような問題があります

従来のいじめは、子どもが学校へ行っている間、つまり、子ども同士が現実に接触した場面で行われるものでしたが、ネットでのいじめは、昼夜を問わずいつでも行われるため、「逃げ場」がありません。また、友達同士の間だけではなく、単なる顔見知り、さらには、全く面識のない人たちへと広範囲に情報が広がってしまう、いつたん広がると、その情報や画像を完全に消し去ることが極めて困難です。

子どもにスマートフォンの利用を認めるときには、ルールを決め、子どものプライバシーに十分配慮しつつ、親は常に見守り、いざというときに介入できるようにしておく必要があるかもしれません。

Q₃

以前交際していた男子学生から、娘あてに毎日大量のメールが届きます。どのように対応すればよいでしょうか。

A₃

ストーカー規制法は、恋愛感情やそれが満たされなかつたことから生じる怨恨の感情を満たすために反復して行われる、つきまと等の行為を規制しています。具体的には、住居・勤務先・学校などでのつきまといや待ち伏せ、「監視している」などと告げること、

Q₁

A₂



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

面会や交際の要求、著しく乱暴な言動、無言電話や連続した電話、名譽を害する事項の告知などを指します。

平成25年の改正でメール送信行為も規制対象に追加されましたので、しつこくメールを送ることもストーカー行為になります。届いたメールは証拠になりますので、消去せず、これを持って警察へ相談すれば、警察からの警告など解決方法について助言をもらうことができます。

公的な見解や助言をもらつておくと、親同士が話し合う際にも、その内容を説明することができますし、相手方の親に理解が得られやすいと思われます。

Q
4

小学生の子どもが、親名義のクレジットカードを使い、オンラインゲームで多額の購入をしてしまいました。親は、支払わなければならないのでしょうか。

まず、未成年者が法律行為をするには、親など法定代理人の同意を得なければならず、同意を得ないで行った法律行為は取り消すことができる定められています。そうすると、子どもが親のクレジットカードを利用して決済したケースも、「子どもが勝手にやったこと」として契約の取消しを求めるができるようにも思えます。

しかし、実際には、契約の取消しや無効を主張して

ゲーム会社に全額返金を求めても交渉は難しいと考えられます。

なぜならば、子どもが親のクレジットカードを利用していることから、親の同意があつたものと評価される可能性が高いのです。ただし、購入代金が極めて高額になり、親が一般的に同意するであろう額を超えていれば、同意を得ていないと主張できる余地があります。その場合でも、「成年である」とか「親の同意がある」とウソをついて申し込みをした場合は、未成年者の行為であることを理由とする取消しは認められません。

この点に関して、オンラインゲームを提供している事業者は、登録時の年齢によってアイテムなどの課金上限を設けるなど、使い過ぎを防ぐ仕組みを講じたりしていますが、子どもの「ゲームを楽しみたい」という気持ちが勝つて、年齢を偽つて入力することもあり、確実な防止策はないようです。

なお、現実の請求はクレジットカード会社から行われることになります。カード会員規約では、家族の利用行為については会員が責任を負うと定められているのが一般的です。そのため、親がクレジットカードの管理に重大な過失がないという例外的な場面を除き、子どもの無断使用について親に支払義務が認められると考えられます。